

2013年2月4日

2012年2月に販売を開始した 外貨建定額終身保険の累計販売件数が5万件に到達しました！

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:樋口幸男)は、2012年2月27日に販売を開始した外貨建定額終身保険の累計販売件数が、2月1日に5万件に到達しましたので、お知らせします。

豪ドルを中心に日本円より比較的高い利率で運用できる「外貨建て運用」の魅力や、業界初(当社調べ)となる終身保険での「円建て資産自動確保」機能(※)などがお客さまからご好評をいただき、発売以来約11カ月で、累計販売件数が5万件、累計販売額が2,600億円に達し、大きなヒット商品となっています。

当社は、2002年10月の銀行での個人年金窓販解禁とともに事業をスタートして以来、順調に事業を拡大し、おかげさまで昨年10月に開業10周年を迎えました。今後も、お客さまのニーズにお応えできる商品を開発し、お客さまから信頼される生命保険会社として、品質の向上に努めてまいります。

外貨建定額終身保険の商品ラインナップ

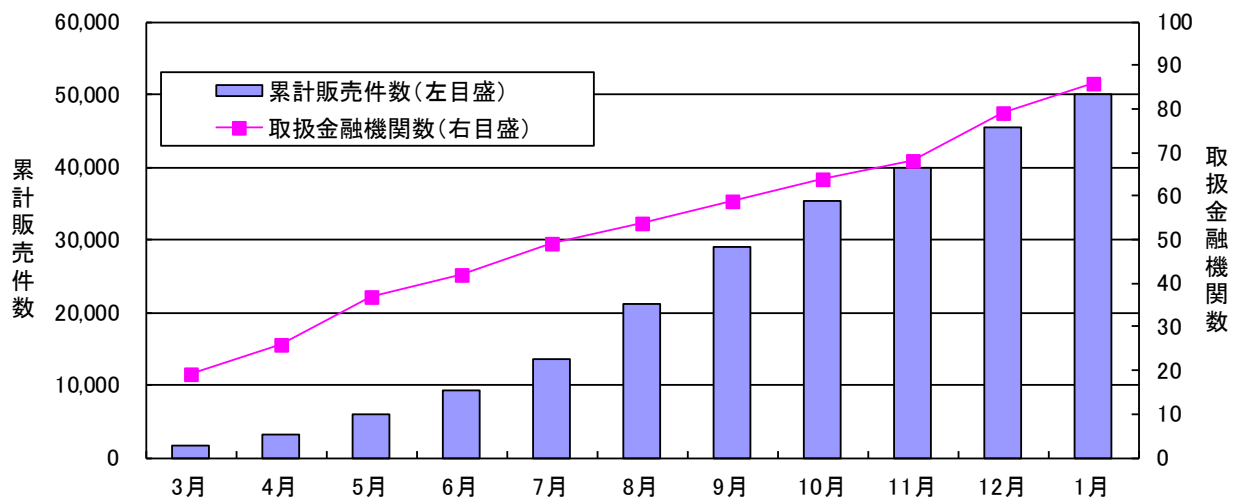
しあわせ、ずっと
しあわせの架け橋

プライムハート
三井住友プライマリー
外貨建定額終身保険
GROWING LIFE
グローイング ライフ

※「円建て資産自動確保」機能とは

外貨建てで運用している資産を、円建てで自動確保することをいいます。目標値を設定することで外貨建て運用の最大の不安要素である「為替の変動」のタイミングを捉えて、期待した円建て資産を確保し、終身保険の目的である「資産を確実に残す」ことが可能となります。

(注意)本機能は、プライムハートの「定期支払コース」には付帯されていません。



<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 企画・総務部 / 中島、佐々木

TEL: 03-3279-9278

【外貨建定額終身保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

外貨建定額終身保険は、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合、為替相場の変動により、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があります、損失が生じるおそれがあります。

■ 市場リスクについて

外貨建定額終身保険は、解約または円建終身へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があります、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■ 預金などとの違いについて

外貨建定額終身保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ 積立利率の設定について

ご契約時に適用される積立利率は、契約日・契約通貨・積立利率適用期間によって異なります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の積立利率をご確認ください。

■ お客さまにご負担いただく費用について (外貨建定額終身保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります)

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。(プライムハートの場合は、目標設定円建終身移行特約を付加した契約)

プライムハートの場合

- 定期支払特約を付加した契約において、死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、この特約を適用しないときの積立利率から、定期支払金を支払うために必要な費用を差し引いた利率となります。
- 死亡保障充実特約における保険金額の算出に適用する予定利率は、指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率となります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと、保険金等を円貨で受取る場合、または円建終身へ移行する場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。
 - 円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して 50 銭を加えたレートとなります。
 - 外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で一時払保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは、(契約通貨の仲値(TTM)+25 銭) ÷ (払込通貨の仲値(TTM)-25 銭)で計算されたレートとなります。
 - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合、または円建終身へ移行する場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して 50 銭を差引いたレートとなります。
※取扱代理店によって円入金特約、外貨入金特約は付加できません。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

● 遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(10%~1%)を基本保険金額に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。なお、円建終身への移行日以後は、解約控除の適用はありません。